

別表1

番号	935
特定事業の名称	伝統的建造物を利用した旅館営業事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第2項第4号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	旅館営業の施設については、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（以下「法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における旅館営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する旅館営業をいう。）の施設（以下「旅館営業施設」という。）が、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第4条第8項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、旅館業法施行令第2条に規定する厚生労働省令で定める施設は、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項に規定する施設のほか、当該認定に係る旅館営業施設とし、旅館業法施行令第2条に規定する厚生労働省令で定める特例は、旅館業法施行規則第5条第2項及び第3項に規定するもののほか、旅館業法施行令第1条第2項第4号に定める基準について、当該認定に係る旅館営業施設に対して適用しないこととすることができる。</p> <p>1 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内にあること。</p> <p>2 文化財保護法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等（次号において「伝統的建造物」という。）であること。</p> <p>3 伝統的建造物としての特性を維持するため、旅館業法施行令第1条第2項第4号に規定する宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備（次号において「玄関帳場等」という。）を設けることが困難であること。</p> <p>4 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。</p> <p>5 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別表1

番号	1205 (1214、1221)
特定事業の名称	重量物輸送効率化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	(1) 特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け道路交通管理課長通達)等 (2) 基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日付け自動車交通局長通達)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	(1) 許可車両の許可限度寸法及び重量は、「特殊車両通行許可限度算定要領」に定める方法により算定する。 (2) 基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。 ①長大又は超重量で分割不可能な単体物品(以下、単に「物品」という。)を輸送することができる構造を有する自動車(けん引自動車を除く。) ②以下略
特例措置の内容	(1) 実施主体が道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際に、橋・高架の道路その他これらに類する構造の道路を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に規定する値(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあつては11.5トン)を超えない車両で、かつ、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道路管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合等には、必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること、車両の運行状況を道路管理者に報告すること等の道路を適切に管理するための措置が、例えば、各道路管理者と構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体との間で道路の管理に関する協定を締結すること又は措置の実施を特殊車両通行許可の条件とすること等により、構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量については「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。 (2) 上記(1)に加え、当該車両の通行経路が、道路に関して横断に限る場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、車両の長さ及び最小回転半径についても「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。 (3) 従前、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第2条に規定する長さ、第4条に規定する車両総重量、第4条の2の規定する軸重等、第6条に規定する最小回転半径にかかる特例を受けることができたが、特区内においてはこれに限らず、特殊車両通行許可に係る上記(1)又は(2)の特例措置による特殊車両通行許可を受けることが確実であることを道路管理者により確認された車両は、車両の長さ、最小回転半径、車両総重量及び軸重(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であつて駆動軸の軸重が11.5トン以下のものに限る。)にかかる当該基準の特例を受けることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし